

私幼第 01157 号  
令和2年3月11日

都道府県団体長 様

全日本私立幼稚園連合会  
総務委員長 坪井 久也

### 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第二弾）について

日頃より本連合会の諸活動にご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 -」（別紙1）を取りまとめました。これに基づき、以下のような支援策が実施されることとなりますので、周知させていただきます。

#### 【別紙2】

◇職員用布マスクの国一括購入・配布（全額国負担）

##### 【緊急対策 2.（1）○需給両面からの総合的なマスク対策】

厚労省予算で、全国公立幼稚園・認定こども園（全類型）の職員について、繰り返し洗濯して使える布マスクを一人一枚分国で一括購入し、各園に配送します。

現在、そのための住所と職員数等の調査が各都道府県を通じて、全国の幼稚園等に依頼されています。（保育所は厚労省から、幼保連携型は内閣府から調査。）

調査が園まで降りるかは自治体の判断（学校基本調査等のデータを用いて自治体で回答する場合もあり）です。本調査の結果に基づき、国で一括購入して各園の必要数を運送会社に連絡し、運送会社から各園に直送される予定です。（臨時休業している園も含めて送ります。時期は未定ですが年度内が予定されています。）

#### 【別紙3】

◇園児用マスク・消毒液等の保健衛生用品の購入助成（全額国負担）＜地方自治体への補助＞

##### 【緊急対策 2.（1）○感染拡大防止策】

（幼稚園・幼稚園型認定こども園）

令和元年度の時限的な措置として、教育支援体制整備事業費交付金（幼児教育の質の向上のための緊急環境整備）の実施要領が改正され、都道府県や市区町村による幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の園児用マスク・消毒用アルコール等の保健衛生用品の購入に要する経費を支援します。

自治体向け補助ですので、事業の実施があるかや、事業内容の詳細については都道府県

に確認いただくようお願いします。参考までに、各都道府県自治体に送付された事務連絡と事業概要を別添します。(補助率は国 10/10 です)

**【別紙 4】(幼保連携型認定こども園)**

厚労省所管の保育環境改善等事業の「安全対策事業」の要綱が改正され、児童福祉施設として、保育所等における同様の保健衛生用品に係る補助の対象となっております。

**【別紙 5】**

◇臨時休業等に伴う保護者助成金について

**【緊急対策 2.(2)○保護者の休暇取得支援等】**

臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援の助成金については、仕組みの大枠が取りまとめられ、以下の URL で公表されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911000/000605806.pdf>

幼稚園・認定こども園における休業等も助成金の対象に入っており、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業した場合、自治体や園から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合、発熱・体調不良等で園長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合が対象となります。(それ以外で保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外)

なお、緊急対策 2.(2)○学校給食休止への対応において、臨時休業期間中の食材料費の返還を要請するとともに、設置者負担部分の支援を行う旨記載がありますが、こちらは休業要請を行っている小中学校等が対象となりますので、幼稚園は対象ではありません。

以 上